一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

シャッター用制御機器更新について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素からシャッターの設置維持管理には特段のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

シャッターは定期点検等により維持管理は行われていても、その機能と性能の信頼性を維持するには耐用年数に限界があります。シャッターを制御する機器には、電子部品が多く使用されており、経年で劣化が進行し、正常動作に影響を与える可能性があります。ある日、突然に機能の一部または全部が停止し、安全・安心が担保できなくなるということがないよう、設置後一定期間を経過したものについては、積極的に更新していただくことをお勧めいたします。

謹白

記

1. 推奨更新期間

次のシャッター用機器の更新期間は、設置後の更新を必要とするおおよその期間です。

No	シャッター用機器	更新期間
1	自動閉鎖装置	10年
2	危害防止装置 ※1	
3	障害物感知装置 ※2	
4	非常電源装置 (非常時開放用)	

※1: 危害防止装置は、危害防止用連動中継器等を対象とします。 ※2: 障害物感知装置は、送信部、受光部、制御部を対象とします。

2. 更新期間設定上の条件

- (1) 適切に定期点検が実施され、機器の設置環境に支障がないこととします。
- (2) 設置場所において、風、水、塩分、腐食ガス等の影響を受ける場所、その他設置環境の厳しい場所に設置される機器については、上記1の更新期間は状況に応じて短くなる場合があります。

以上